

大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します

大府市は、性的マイノリティの方々の日常生活や人権を尊重するため、「大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用を令和5年7月から開始します。

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したお二人が、その関係を宣誓する制度です。また、生計を同一にする子ども、親などの近親者をファミリーとして、併せて宣誓することができます。

本市では、「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」を令和5年4月1日に施行し、多様性を認め合い人権を尊重することによって、誰一人取り残さない、誰もが住み続けたいまちの実現を目指しています。

この制度は、この推進条例の基本理念に基づき、それぞれの性的指向及び性自認を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けた取り組みの一助として実施します。

今回、至学館大学の学生から、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入の要望があり、若い世代からの意見をまちづくりに反映させる取り組みの一環として、宣誓制度の運用を開始することとしました。

■大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓概要（案）

1 宣誓をすることができる方

宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) パートナーシップの宣誓をするとき

ア 双方が成年であること（満18歳以上）

イ 双方が大府市民、または一方が大府市民で、もう一方が3か月以内に大府市へ転入予定であること

ウ 双方ともに配偶者がいないこと

エ 他の方とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと

オ 互いに近親者でないこと（ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった場合は除く。）

(2) ファミリーシップにあることを併せて宣誓するとき

ア ファミリーシップの対象とする方が生計同一であること

※生計を同じくする子ども（実子又は養子）や親などを対象とします。

2 宣誓受付先

窓口／大府市役所 2階 子ども未来課窓口(中央町 5-70)

交付／大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

3 利用できる行政サービス

市営住宅の入居など、利用できる行政サービスの範囲については、今後、大府市男女共同参画審議会や大府市人権施策推進アドバイザー（今後選定予定）からのご意見を参考に、決定します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年6月上旬 大府市男女共同参画審議会にて意見徴収

大府市人権施策推進アドバイザーから助言（適宜）

令和5年6月下旬 制度詳細確定

令和5年7月1日 宣誓受付開始

■性的マイノリティの人権尊重に関する講演会の概要

①性の多様性～誰もが、自分らしく～

日時／令和5年6月24日（土） 午後2時～午後3時30分

場所／ミューいしがせ（石ヶ瀬会館）（江端町4-1）

講師／愛知県公立中学校教諭 浦田幸奈（うらたゆきな）氏

定員／100人

料金／無料

申込／ミューいしがせへ電話（0562-48-0588）、FAX（0562-44-9144）

メール（misigase@ma.medias.ne.jp）または直接窓口へ

②人権連続講演会 性的少数者の人権～多様な性のあり方を考える～

日時／令和5年7月8日（土） 午前10時～午前11時30分

場所／大府市役所 地下多目的ホール（中央町5-70）

講師／中京大学教授 風間孝（かざまたかし）氏

定員／150人

料金／無料

申込／市ウェブサイトの申込フォームまたは地域福祉課へ電話（0562-45-6228）

■参考資料 男女共同参画週間カラフルウィークチラシ、人権連続講演会チラシ

大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例リーフレット

【問い合わせ先】

大府市子ども未来課

担当：鈴木 桂子（すずき けいこ）

電話：0562-85-3320 FAX：0562-47-2888 メール：kodomo@city.obu.lg.jp



男女共同参画週間事業

Colorful Week



6/22(木)

13:30 ~ 15:00
無料 100名

働く女性を応援セミナー

女性リーダー・トークショー 働き方・キャリアの重ね方



㈱武田工業所 取締役
曾根 香奈子



㈱東海維持管理工業
代表取締役副社長
中林 直子

会場・オンライン
どちらでもご参加いただけます

実際に活躍している女性リーダーの
トークショーです。
それぞれの思いや働き方、
キャリアの重ね方について
お話しいたします。

パネリスト



NPO 法人
Smiley Dream 顧問
櫻井 雅美

コーディネーター

フリーアナウンサー
藤原 淳子

6/23(金)

13:30 ~ 15:30
無料 100名

社会全体で 子育てを応援する 多様な生き方・育て方・働き方

主催：大府市

共催：NPO法人ミューぶらん・おおぶ
おおぶ男女共同参画ネットワーク
ウィメンズハウスあゆみ

会場・オンライン
どちらでも
ご参加いただけます

地域と子育て世代の関わり方や、
仕事をあきらめず楽しく子育てが
できるようになるコツ、さらに子
連れ出勤などの新しい働き方につ
いてお話しいたします。

㈱モーハウス 代表
光畑 由佳



倉敷出身。お茶の水女子大学卒。
1997 年自身の電車内授乳体験をきっかけに起業。
社会と子育てをつなぐため授乳服や子連れ出勤を広めて
いる。女性のチャレンジ賞など受賞歴多数。
政府関係の有識者会議委員ほか、2014 年・2016 年「APEC
女性と経済フォーラム」に参加。

6/24(土)

14:00 ~ 15:30
無料 100名

性の多様性 ～誰もが、自分らしく～

トランス女性であることを公表したのは6年前。
生徒達は「明日から教えられることは今日までと変わらないんでしょ
う？」と話したといいます。
現在は女性教諭の一員として、多様性を尊重し、横のつながりを大切
にする集団づくりに努めていらっしゃいます。理念に教育活動をして
いる浦田先生から、LGBTQ+の基礎知識や自身の経験談を聞き、
皆が自分らしく笑顔で暮らしていける社会をつくるためにできるこ
とを、ともに考えてみましょう。子どもと接する機会のある方、子育
て中の方、現役の教職員の方や教職員を目指す方にも是非聞いていた
だきたい講演会です。



愛知県立中学校教諭 トランス女性
浦田 幸奈



↑
ミューいしがせ
ホームページ

6/24(土)

10:00 ~ 12:00

無料 20組

パパと子どものふれあい遊びイベント ～おうちでできる、 楽しい親子遊び～

パパ保育士の太陽先生と一緒に、親子で楽しく遊びます。
パパが主役の親子遊び♪子どもの体幹が鍛えられる遊びやバ
スタオル1枚で盛り上がる遊びなど、いろんな遊び方を
教わって楽しんじゃいます♪
パートナーや下のお子さんも一緒にご参加いただけます。
親子で遊びに来てね。

社会福祉法人泉新会 理事長 園長 対象:年少～年長の
子どもとパパ
今津 太陽 持ち物:バスタオル



大府の伝統料理を楽しもう ～押し寿司に挑戦!～

専用の木の型に入れて作る押し寿司。
なかなか家庭では作れない、見て楽しい、
食べておいしい一品です。
みんなで楽しく作って、一緒にお昼にしませんか?
NPO法人ミューぶらん・おおぶ

6/24(土)

9:30 ~ 13:00

800円

10名



6/25(日)

① 10:00 ~ 11:30

② 13:30 ~ 15:00

500円

各回 100名

映画上映

監督: 加納 土

90年代半ば。
様々な若者がひとつの
“家”に寄り合い子育て
に奮闘した実践的共同
保育「沈没家族」。
母はどうしてたったひ
とりでこの“家族”を始
めたんだろう?
20年の時を経て、お
ぼろげだった僕の“家
族のカタチ”が見え始
めた—



映画「沈没家族」より

会場

ミューいしがせ(大府市石ヶ瀬会館)
〒474-0035 大府市江端町四丁目1番地
至名古屋



6/2(金)～
受付開始

申込みはこちら!

① ミューいしがせ窓口

② 電話

(0562) 48-0588

③ 申込みフォーム



申込みフォームはこちら

④ Eメール

misigase@ma.medias.ne.jp

⑤ FAX

(0562) 44-9144



メール申込みはこちら

※6/25の映画「沈没家族」については、料金を添えて窓口にてお申し込みください。
※Eメール・FAXでお申し込みの際は、件名に「講座申し込み」、本文にご希望の講座名・お名前・住所・電話番号を入力の上
送信してください。

窓口・電話での申込受付時間: 開館日の9:00~17:00

人権連続講演会

「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」が令和5年4月1日から施行されました。

条例の施行を記念し、多くの皆さんに人権について理解を深めていただくため、連続講演会を行います。

①～③の複数に参加することも、いずれかだけに参加することも可能です。

無料

(事前申込制)

日時

1

5月27日(土)

10:00～11:30(9:30開場)



講師

タレント

スマイリーキクチ さん

テーマ

インターネットと人との
かかわり合い

～突然、僕は殺人犯にされた～

申込期限 5月8日(月)

日時

2

6月24日(土)

10:00～11:30(9:30開場)



講師

漫画家・タレント

星野 ルネ さん

テーマ

多様性を楽しむ

アフリカ少年が
日本で育った結果

申込期限 6月5日(月)

日時

3

7月8日(土)

10:00～11:30(9:30開場)



講師

中京大学教授

風間 孝 さん

テーマ

性的少数者の人権

～多様な性のあり方を考える～

申込期限 6月19日(月)

場 所 ①②③大府市役所地下多目的ホール

料 金 無料(事前申込が必要です。)

対 象 小学生以上の方

申 込 4/17(月)9:00からそれぞれの申込期限までに、
市ウェブサイトの申込フォーム、または直接地域福祉課へ。
※申込期限の前に定員に達した場合は、申込を締め切ります。

定 員 各150人(先着順)

問合せ 大府市 地域福祉課

0562-45-6228

申込は
こちらから▶
(イベントページにつながります。)



大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例

人権は、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。世界人権宣言では、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、全ての人は、権利と自由とを享有できることを謳っています。また、近年、国際社会においては、誰一人取り残すことなく全ての人の人権を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、企業活動における人権尊重の指針である「ビジネスと人権に関する指導原則」が策定されるなど、社会経済活動における人権の尊重が求められています。

本市では、これまで、性別にかかわらず誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し、おおぶ男女共同参画推進条例を制定したほか、大府市いじめの防止等に関する条例の制定、大府市高齢者・障がい者虐待防止センターの設置、全国に先駆けて制定した大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例、大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例、大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例及び大府市犯罪被害者等支援条例の制定等を通じて、女性、子ども、高齢者、障がい者、犯罪被害者等の権利を守るための取組を市民と一体となって推進してきました。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発し、新型コロナウイルス感染症にかかっていることや予防接種を受けていないことを理由とした不当な差別が社会的な問題となっていたことを受け、大府市感染症対策条例に差別的取扱いを禁止する文言を明記し、いち早く市民に対し人権尊重の強いメッセージを発信しました。

しかしながら、今もなお、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条その他の事由による様々な差別や偏見は存在し、差別意識や偏見に基づく言動が多くの人々を傷つけ、私たちの安心安全な暮らしを脅かしています。最近では、インターネット上での悪質な書込みや誤った情報の流布による人権侵害、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちの存在など、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいます。

人権侵害は、一人ひとりが異なる個性を持つことに対する無理解と無関心を原因として起こっており、私たちの誰もが、無意識的に又は間接的にその当事者となる可能性があります。私たち大府市民は、「人権侵害を許さない」という強い決意の下、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって、誰一人取り残さない、誰もが住み続けたいまちの実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、人権を尊重したまちづくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する施策を総合的に推進し、もって人権を尊重した誰一人取り残さないまちを実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくりは、次に掲げる基本理念にのっとり推進するものとする。

- （1）一人ひとりを個人として尊重すること。
- （2）異なる個性を尊重し、多様性を認め合うこと。
- （3）全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

（人権侵害行為の禁止）

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、

信条その他の事由による差別、いじめ、虐待、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為（第5条第1項において「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

（市の責務）

第4条 市は、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、人権に関する施策の実施に当たっては、人権擁護委員並びに国、県その他の関係機関及び関係団体（第7条第1項において「関係機関等」という。）との緊密な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、人権侵害行為に関し、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、人権に関する理解を深めるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、人権に関する理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（相談及び救済）

第7条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に人権に関する相談ができ、適切な救済が受けられるよう、関係機関等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、人権に関する相談に対し、相談者の気持ちに寄り添って対応し、必要の都度、関係機関につなぎ、救済に努めるものとする。

（教育及び啓発）

第8条 市は、人権を尊重し、多様性を認め合う風土を醸成するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を保育園、小中学校その他子どもが活動する場等において推進するものとする。

（大府市人権施策推進アドバイザー）

第9条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、人権に関する課題の種類に応じ、大府市人権施策推進アドバイザー（次項において「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、人権に関する施策の推進に関し必要な調査及び助言を行う。

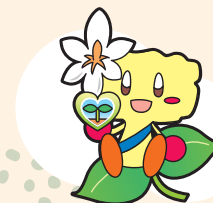
（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ひとりで悩まず、
そうだと
相談しよう！



多様性を認め合い、人権を尊重した誰一人取り残さないまちの実現へ

おおぶしじんけん そんちょう

大府市人権を尊重した



だれひとりと のこ

誰一人取り残さないまちづくり推進条例

すいしんじょうれい



じょうれいせいはいけい

条例制定の背景

インターネット上の誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした差別、ヤングケアラーや性的少数者の問題、企業活動における人権尊重意識の高まりなど、近年、人権を取り巻く環境が大きく変化しています。市は、これまでも女性、子ども、高齢者、障がい者、犯罪被害者など、個々の人権に関する課題に応じ、それぞれ条例を制定するとともに、様々な取組を推進してきました。今回、市としての人権尊重に関する基本的な考え方を市民と共有し、人権尊重の強いメッセージを発信するため、条例を制定することにしました。

じょうれい いちづ

条例の位置付け

この条例は、これまで市が制定した様々な方の権利を守るための各種条例の上位に位置付け、かつ、梁となる、市の人権尊重に関する基本的な考え方を示すものとします。

発行

令和5年5月

大府市 福祉部 地域福祉課

〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地

TEL 0562-47-2111（代表）



目的(第1条)

人権に関する施策を総合的に推進し、もって人権を尊重した誰一人取り残さないまちを実現すること。

基本理念(第2条)

次の基本理念にのっとり、人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくりを推進します。

基本理念①

ひとり一人ひとりを個人として尊重すること。

基本理念②

異なる個性を尊重し、多様性を認め合うこと。

基本理念③

全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

人権侵害行為の禁止(第3条)

あらゆる場所や場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、信条などを理由とした差別、いじめ、虐待、セクハラ、パワハラ、DV、プライバシーの侵害などの行為は、人権を侵害する行為として禁止されます。

Point

何が人権侵害行為に該当するかは、時代とともに変わるものでもあることから、社会情勢を踏まえて慎重に議論する必要があります。

なお、この規定は、罰則を課したり、行為者を非難するためではなく、行動規範・理念として人権侵害行為をしてはならないという市としての姿勢を明確にするものです。

市の責務(第4条)

この条例で定める人権尊重に関する基本的な考え方をもとに、行政運営を行います。

人権擁護委員をはじめ、国、県その他の関係機関や関係団体と緊密な連携を図ります。

市民の責務(第5条)

誰もが人権侵害行為の被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、人権に関する理解を深めるよう努めます。

市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めます。

事業者の責務(第6条)

人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業活動を行うよう努めます。

市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めます。

市の取組

①相談・救済(第7条)

市は、市民一人ひとりが安心して気軽に人権に関する相談ができ、適切な救済が受けられるよう、関係機関などと連携し、必要な措置を講じます。
市は、人権に関する相談に対し、相談者の気持ちに寄り添って対応し、必要の都度、関係機関につなぎ、救済に努めます。

取組 各種相談窓口の設置

差別、いじめなど人権に関する問題について、人権擁護委員が相談に応じる専門窓口を開設しています。女性、高齢者、障がい者などに対する虐待や成年後見制度に関する相談についても専門機関や担当課で応じます。

取組 子どもの人権相談

市内小中学校で実施するセルフディフェンス講座の中で、SOSミニレターの配布、LINE相談や電話相談など、多様な相談ツールを紹介し、一人で悩まないよう呼びかけています。



②教育・啓発(第8条)

市は、人権を尊重し、多様性を認め合う風土を醸成するために必要な教育及び啓発を行います。
市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を保育園、小中学校その他子どもが活動する場などにおいて推進します。

取組 人権擁護委員による啓発活動

人権擁護委員が学校などを訪問し、DVDなどを使って人権の大切さについて伝える人権教室や市内店舗などにおける街頭啓発活動を実施しています。

取組 子どもへの教育・啓発の推進

各学校において、子どもたちの人権意識を高め、差別的な見方や考え方の根絶と思いやる心を育てるための人権教育を推進しています。毎年12月の人権週間には、中学生を一日人権擁護委員として委嘱し、啓発活動に取り組んでいます。



③大府市人権施策推進アドバイザー(第9条)

市は、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者など、人権に関する課題の種類に応じて、大府市人権施策推進アドバイザーを置くことができます。アドバイザーは、市民からの相談に直接応じるのではなく、市の実施する人権に関する施策の推進に関し必要な調査及び助言を行います。